

支柱省略工事に関する基準の一部見直しについて（お知らせ）

支柱省略工事に関する基準が下記のとおり一部変更になりましたのでお知らせいたします。

なお、新しい基準の適用は、平成31年度の補助事業からとなりますが、念のため工事着工前に市町村と協議されるようお願いいたします。

記

1. 改正の内容

- 現在、支柱省略工事は、車1台分の幅の駐車場に限定されているが、複数台駐車できる広さの駐車場にも採用できることとした。
- ただし、複数台駐車することができる駐車場の場合は、浄化槽上部の車の駐車位置を限定するための「パーキングブロックの設置」や「駐車区画線の表示」等を必ず行うこと。
- また、浄化槽上部は、掘削前の地山に200mm以上かかる広さの鉄筋コンクリートのスラブを打つこと。

2. 駐車位置の限定表示の例

例1 パーキングブロックの設置



例2 駐車区画線の表示



3. 適用開始日 平成31年4月1日

※ 新しい工事基準や「支柱省略工事を行う場合の説明書・確認書」、「工事完了チェックリスト」等は、ホームページから印刷してご利用ください。